<u>三位一体の改革(平成 16 年度~18 年度)について(国資料等による推計)</u>

)内は本県影響額

1.484 億円

161 億円

354 億円

55 億円

23 億円

児童扶養手当

公立学校等施設整備費補助金

公営住宅家賃対策等補助

農業委員会交付金

農業共済事業事務費負担金

市町村への税源移譲額

7,300 億円程度

国庫補助負担金の改革(平成16~18年度) 4 兆 6 . 6 6 1 億円

税源移譲に結びつく補助負担金の廃止 3兆1.176億円

交付金化 7,943 億円 スリム化 9,886億円 都道府県への税源移譲対象補助負担金 2兆4.000億円程度 ・都市河川改修費補助 市町村への (1.244 億円) 厚生労働省関係 1,387億円 税源移譲対象補助金 農林水産省関係 3,067億円 ※義務教育費 義務教育費 国民健康保険 中山間総合整備事業 義務教育費国庫負担金 その他 国土交通省関係 2.626 億円 (共済給付金等) (退職手当等) 7.000 億円程度 費補助金等 8.467 億円 6,862億円 4.178 億円 (まちづくり交付金を含む) 2,184 億円 2,309 億円 (433 億円) (372 億円) (210 億円) (110 億円) (119 億円) 【交付金化(16)~(18)】 まちづくり交付金 2,380億円 • 地域住宅交付金 1.520 億円 〇17年度までの改革内容(上記以外で主なもの) ○18 年度の改革内容(都道府県分:主なもの) · 地域介護 · 福祉空間整備等交付金 866 億円 ·協同農業普及事業交付金 ・児童手当(拡充分除き) 789 億円 (47 億円) 146 億円 (5億円) 〇地域介護・福祉空間整備等交付金 • 児童扶養手当 321 億円 (8 億円) · 公営住宅家賃収入補助 (うち県分) 274 億円 (32 億円) 1,302 億円 (61 億円) ·介護保険給付費負担金(施設分) 346 億円 (26 億円) • 施設費 303 億円 (32 億円) • 次世代育成支援対策施設整備交付金 167 億円 等 ·高等学校等奨学事業費補助金 42 億円 (2 億円) 652 億円 (20 億円) ·公営住宅家賃対策等補助 等 〇次世代育成支援対策施設整備交付金 (うち市町村分) 43 億円 〇18 年度の暫定的な措置 税源移譲額 3 兆 94 億円 (18 年度: 所得讓与税) 2 兆 1.800 億円程度 都道府県への税源移譲額 市町村への税源移譲額 ☆市町村移譲とされた主なもの (1, 298 億円) 8.300 億円程度 ⑩児童保護費等負担金(公立保育所運営費) 1.661 億円 介護保険事務費交付金 305 億円 ①公営住宅家賃収入補助 295 億円 〇19 年度からの本格的な税源移譲 養護老人ホーム等保護費負担金 567 億円 要保護及準要保護児童生徒援助費補助金 134 億円 3兆100億円程度(所得税から住民税所得割への移譲) 税源移譲額 18児童手当 789 億円

※税源移譲に結びつく補助金の廃止については、平成15年度の義務教育費国庫負担金の一般財源化を含む。

都道府県への税源移譲額 2兆2.800億円程度

10%比例税率

県:4%、市町村:6%

〇三位一体の改革(平成 16 年度~18 年度)における主な国庫補助負担金の改革

4 兆円を上回る国庫補助負担金改革(うち税源移譲に結びつく改革 31,176 億円)(1,244 億円)

○義務教育費国庫負担金 12,960 億円 (662 億円) (平成 15~18)

〇一般財源化の経緯

平成 15 年度改革分 共済長期給付金負担金等に係る一般財源化 2,184 億円(110 億円) ← ※国庫補助負担金改革

平成 16 年度改革分 退職手当、児童手当に係る一般財源化

平成 17・18 年度改革分 国庫負担率引下げ(1/2→1/3)

の芽出し部分 2.309 億円(119 億円)

8,467 億円 (433 億円)

○国民健康保険国庫負担 6.862 億円 (372 億円) (平成 17~18) •

〔都道府県財政調整交付金〕平成 17 年度新設

(改革前) 国財政調整交付金 10%、定率国庫負担 40%

⇒ (改革後) 国財政調整交付金 9%、定率国庫負担 34%、県調整交付金 7% (※平成 17 年度は、県調整交付金は 5%) [保険基盤安定制度(保険料軽減分)]

(改革前) 国 1/2、県 1/4、市町村 1/4

⇒ (改革後) 国 0、県 3/4、市町村 1/4 ※県への移譲対象分 (3/4-1/4) =2/4

〇介護保険給付費等負担金(うち施設分) 1,302 億円 (61 億円) (平成 18)

〇公費負担分(全体の約50%)

(改革前) 国 25%、県 12.5%、市町村 12.5%

⇒ (改革後) 国 20%、県 17.5%、市町村 12.5% ※県への移譲対象分(17.5-12.5) = +5%

〇児童手当国庫負担金(拡充分除き 都道府県分) 789 億円(47 億円) (平成 18)

○費用負担

被用者(O~3歳)

	改革前	改革後	移譲割合	
事業者	7/10	7/10	_	
国	2/10	1/10	(Δ1/10)	
都道府県	0.5/10	1/10	+0.5/10	
市町村	0.5/10	1/10	+0.5/10	

被用者(3歳~小学3年)及び非被用者

改革前	改革後	移譲割合
4/6	1/3	(△1/3)
1/6	1/3	+1/6
1/6	1/3	+1/6
	4/6	4/6 1/3 1/6 1/3

※18 年度から、別に所得制限 の緩和及び対象年齢引上げ (小学6年)の拡充分あり

児童手当特例交付金及び たばこ税で財源措置

〇手当額(変更なし)

第1子•第2子…5,000円/月、第3子…10,000円/月

〇児童扶養手当国庫負担金 (都道府県分) (平成 18) 321 億円 (8 億円)

〇費用負担

(改正前) 国 3/4、手当実施団体(都道府県(町村部)及び市)1/4

⇒ (改正後) 国 1/3、手当実施団体(都道府県(町村部)及び市) 2/3

※()内は、本県影響額



